

（議事要旨 2）企業会計基準委員会の活動状況について

まず、企業会計基準委員会（ASBJ）の紙谷副委員長及び中條委員より、日本基準の開発の状況について説明がなされ、質疑応答が行われた。続いて、ASBJ の山口委員より、国際対応の状況について説明がなされ、質疑応答が行われた。

日本基準の開発状況

ASBJ からの報告について、企業会計基準諮問会議の委員より以下の意見が聞かれた。

（リース会計）

- 会社法、税法への懸念が聞かれている中で審議を踏まえて会計基準側での対応に限界があるという点は理解する。最終基準の公表後、簡素で利便性の高い会計基準を各企業で円滑に適用できるように会計基準の適用支援に関する活動を期待する。

（金融商品会計（金融資産の減損））

- ステップ 4 の検討に関して債務者単位で引当を行うアプローチは、過去に金融機関が不良債権の対応を行う中で債権単位から債務者単位に変更され、それが実務に定着している経緯を踏まえると、適切な引当水準を確保する観点から適合するアプローチであると考えており、取り入れる方向でご検討いただきたい。

国際対応の状況

ASBJ からの報告について、企業会計基準諮問会議の委員より以下の意見が聞かれた。

（のれんに関する IASB の審議の状況）

- のれんについては、償却と非償却のいずれとすべきかが根本的な問題であるにもかかわらず、その議論を行わない国際会計基準審議会（IASB）の姿勢は問題と考えており、今後も意見発信を続けていただきたい。
- のれんの償却が最善であると考えており、再導入を今後も継続して意見発信を続けることが重要であるとする。なお、財務諸表利用者の立場からは、IASB から提案された開示の改善について歓迎すべき点もあり、次善の対応として一定の評価をしている。
- スタートアップ企業においてはのれんを償却すべきでないという主張も聞かれており、我が国の中で必ずしも一枚岩でない点にこの議論の困難さを感じている。

（基本財務諸表プロジェクトに関する IASB の審議の状況）

- 基本財務諸表プロジェクトにおいて、IASB が営業利益を残余として説明し明確に定義できていない点について、従来から営業利益を段階利益として表示している我が国の実績を踏まえて今後も意見発信は続けていただきたい。
- 公表された IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の適用をしっかりと行っていくべきである。また、一部の業種では、財務諸表に直接示されない指標を業績指標とするケースがあり、日本基準においても、財務諸表利用者のニーズを把握しつつ、経営者が定義した業績指標（MPM）との調整表の開示について基準開発の必要性を検討することがあり得るのではないかな。
- IFRS 第 18 号についてコンバージェンスを検討する場合、営業利益や MPM について検討するほかに、人件費の内訳開示等も併せて検討することも考えられるのではないかな。

（その他）

- のれんの償却やリサイクリング等の我が国の会計基準に関する基本的な考え方と IFRS 会計基準との間に相違のある部分については継続的に意見発信していく必要があると考える。
- 再生可能電力に係る契約については、IASB の議論の動向も日本基準開発の中で斟酌していただきたい。

以 上